



自由提案型
優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

洗濯機用サイホン排出管
Siphonic Discharge Pipe for Wash Machine

BLFS SD:2023

2023年4月21日公表・施行

一般財団法人 **ニゴ-リビ-ン**

目 次

優良住宅部品認定基準 洗濯機用サイホン排出管

第1章 総則

I. 総則

第2章 性能基準

I. 通則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
(6. 寸法)

II. 要求事項

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
 - 1.1 機能の確保
 - 1.2 安全性の確保
 - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
 - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
 - 1.2.3 健康上の安全性の確保
 - 1.2.4 火災に対する安全性の確保
 - 1.3 耐久性の確保
 - 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
 - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
 - 1.4.2 洗濯機用サイホン排出管のライフサイクルの各段階における環境配慮
 - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
 - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
 - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
 - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
 - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
 - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
 - 2.1 適切な品質管理の実施
 - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
 - 2.2.1 適切な品質保証の実施
 - 2.2.2 確実な供給体制の確保
 - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
 - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
 - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
 - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
 - 2.2.4.1 相談窓口の整備
 - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
 - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
 - 2.3 適切な施工の担保
 - 2.3.1 適切なインターフェイスの設定
 - 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
- 3 情報の提供に係る要求事項
 - 3.1 基本性能に関する情報提供
 - 3.2 使用に関する情報提供

3.3 維持管理に関する情報提供

3.4 施工に関する情報提供

Ⅲ. 附則

優良住宅部品認定基準 洗濯機用サイホン排出管

第1章 総則

I. 総則

この基準は、一般財団法人ベターリビング（以下「財団」という。）が行う優良住宅部品の認定及び評価に関し必要な事項を定めるものである。なお、当基準以外の方法について、その性能が同等以上であると財団が認めるときは他の方法によることができる。

第2章 性能基準

I. 通則

1. 適用範囲

既存の集合住宅の住戸内に設置する、サイホン作用を利用して洗濯機の排水を浴室内に流す洗濯機用サイホン排出管に適用する。

2. 用語の定義

- a) サイホン排出管方式：洗濯機の排水を間接排水で行う方式のうち、小口径の床下配管と浴室貫通部の露出配管等から構成されたもので、サイホン作用を利用して、浴室内に排水を開放する方式をいう。
- b) 延長排水ホース方式：洗濯機の排水を間接排水で行う方式のうち、洗濯機付属の排水ホースに接続した延長ホースを露出で設置し、自然流下で、浴室内に排水を開放する方式をいう。
- c) 山越管：サイホン排出管方式において、床下配管からの立ち上がり、浴室貫通部、浴室内の立下りの配管で構成された部分をいう。
- d) ホース接続ユニット：サイホン排出管方式において、洗濯機付属の排水ホースを接続する構成部品をいう。
- e) 洗濯機設置台：洗濯機の下に設置する台をいう。
- f) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品またはその部分若しくは代替品をいう。
- g) 消耗品：取替パーツのうち耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。
- h) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理等をその範囲に加える。
- i) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 部品の構成

a) 構成部品は、表-1 による。

表-1 構成部品

構成部品	構成の別	備考
ホース接続ユニット	●	
ミニ防水パン	●	※1 洗濯機設置台として洗濯機用防水パンを使用する場合は除く。
床下配管	●	
露出配管	●	
配管継手	●	
支持金物	●	
配管カバー	○	
洗濯機設置台	●	※1 別途建築工事等による造作で高さを確保する場合は除く。 ※2 高さのある洗濯機用防水パンが兼ねる場合は除く。

注) 構成の別

- : (必須構成部品) 住宅部品としての基本能力上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。
- : (セットフリー部品) 必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

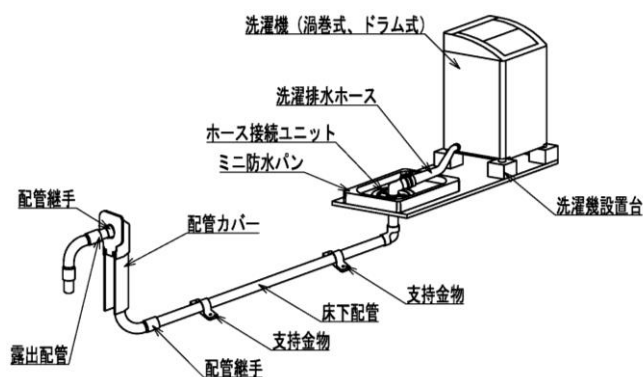


図-1 構成図

4. 材料

a) 構成部品の材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料は、名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化し、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明したものを対象とする。

5. 施工の範囲

構成部品の施工の範囲は、原則として次による。

- a) ホース接続ユニットと防水パンの設置及び接続
- b) 床下配管の接続及び固定
- c) 露出配管の接続及び固定
- d) 配管カバーの固定（設置する場合）
- e) 洗濯機設置台の固定（設置する場合）

- f) その他構成部品の取付

6. 寸法

なし

II. 要求事項

1. 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

a) 排水性能

1) 排水時間

サイホン排出管は、「排水性能試験（排水時間）」に基づく試験を行い、円滑に排水が行われるとともに、同じ設置条件の延長排水ホース方式で排水した場合と比較して、1回の排水時間が1.6倍以内であること。

<試験：BLFT SD-01「排水性能試験（排水時間）」>

2) 最長排水

サイホン排出管は、「排水性能試験（最長排水）」に基づく試験を行い、円滑に排水が行われるとともに、標準的な施工条件の延長排水ホース方式で排水した場合と比較して、1回の排水時間が2.0倍以内であること。

<試験：BLFT SD-02「排水性能試験（最長排水）」>

3) 繰り返し排水

サイホン排出管の繰り返し排水性能は、「排水性能試験（繰り返し排水）」に基づく試験を行い、つまりや泡の逆流等がなく、円滑に排水が行われること。

<試験：BLFT SD-03「排水性能試験（繰り返し排水）」>

4) 少量排水

サイホン排出管の少量排水性能は、「排水性能試験（少量排水）」に基づく試験を行い、円滑に排水が行われること。

<試験：BLFT SD-04「排水性能試験（少量排水）」>

b) 騒音

サイホン排出管の騒音は、「騒音試験」に基づく試験を行い、同じ設置条件の延長排水ホース方式で排水した場合と比較して、排水音が同等以下であること。

<試験：BLFT SD-05「騒音試験」>

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安全性の確保

a) 満水性能

サイホン排出管の満水性能は、「満水性能試験」に基づく試験を行い、接続部、配管接合部等から漏れのないこと。

<試験：BLFT SD-06「満水性能試験」>

b) 耐熱性

サイホン排出管の耐熱性は、「耐熱性試験」に基づく試験を行い、漏れ、その他の異常がないこと。なお、確認方法は、1.2.1 a) の「満水性能試験」による。

<試験：BLFT SD-07「耐熱性試験」>

c) ホース接続ユニットの性能

ホース接続ユニットは、下記の性能を満足すること。

1) 耐熱衝撃性

ホース接続ユニットの耐熱衝撃性は、「耐熱衝撃性試験」に基づく試験を行い、亀裂等の異常のないこと。

<試験：BLFT SD-08「耐熱衝撃性試験」>

2) 落下強度

ホース接続ユニットの落下強度は、「落下強度試験」に基づく試験を行い、破損のないこと。

<試験：BLFT SD-09「落下強度試験」>

3) 排水性

ホース接続ユニットの排水性は、「排水性試験」に基づく試験を行い、実排水量が1分あたり20リットル以上であること。

<試験：BLFT SD-10「排水性試験」>

4) 耐圧性

ホース接続ユニットの耐圧性は、「耐圧性試験」に基づく試験を行い、漏水等の異常がないこと。

<試験：BLFT SD-11「耐圧性試験」>

d) ミニ防水パンの防水性

ミニ防水パンの防水性は、「防水パンの防水性試験」に基づく試験を行い、裏面から漏れ及び浸潤のないこと。

<試験：BLFT SD-12「防水パンの防水性試験」>

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

a) 配管材料の内外面は、滑らかで使用上有害な傷、割れ等のないこと。また、管断面は、実用的に正円であり、かつ、その両端面は、管軸に対して直角であること。

b) 人が触れる恐れのある部分は、鋭角部や突起部がなく、けがをしないような形状・加工状態であること。

c) 洗濯機設置台

1) 洗濯機の設置台の高さは、山越管最上部の高さより、洗濯機排水弁の高さが上となるように適切に確保されること。

2) 洗濯機設置台は、洗濯機の荷重や振動に耐える強度を有していること。

1.2.3 健康上の安全性の確保

a) 洗濯機用サイホン排出管のつまり時の注意喚起

洗濯槽に水が入った状態で、つまり時等にホース接続部をはずした場合、洗濯槽の水がホース接続部から溢れる危険性について適切に注意喚起がされること。

b) 洗濯機ホースの脱着時のあふれ防止対策

ミニ防水パンは、洗濯槽に水がない状態で、洗濯機排水ホースをホース接続ユニットからはずした場合、洗濯機用サイホン排出管内の滞留水を保持できる容量を確保すること。

c) サイホン排出管末端部の閉塞防止等

洗濯機用サイホン排出管の末端部は、閉塞等が起きないように、浴室床面からの適切な離隔距離の確保等の配慮がなされること。

1.2.4 火災に対する安全性の確保

なし

1.3 耐久性の確保

a) ホース接続部の耐久性

洗濯機用サイホン排出管と洗濯機ホースとの接続部は、緊結できるものとし、繰り返しの使用に耐えうる強度を有していること。

1) 引っ張り強度

ホース接続部の引っ張り強度は、「ホース接続部の引っ張り強度試験」に基づく試験を行い、ホース接続ユニットの接続部から漏れのないこと。

<試験：BLFT SD-13「ホース接続部の引っ張り強度試験」>

2) 耐衝撃性

①水平方向

ホース接続ユニットの水平方向の耐衝撃性は、「砂袋衝撃試験（水平）」に基づく試験を行い、接続部のはずれ、水漏れ等のないこと。また、試験後に、「満水性能試験」を実施し、接続部、配管接続部等から漏れのないこと。

<試験：BLFT SD-14「砂袋衝撃試験（水平）」>

<試験：BLFT SD-06「満水性能試験」>

②垂直方向

ホース接続ユニットの垂直方向の耐衝撃性は、「砂袋衝撃試験（垂直）」に基づく試験を行い、使用上支障のあるような変形、ひび割れ、破損が生じないこと。また、試験後に、「満水性能試験」を実施し、接続部、配管接続部等から漏れのないこと。

<試験：BLFT SD-15「砂袋衝撃試験（垂直）」>

<試験：BLFT SD-06「満水性能試験」>

b) 配管露出部の耐衝撃性

配管露出部の耐衝撃性は、「砂袋衝撃試験（水平）」に基づく試験を行い、配管接合部のはずれ、水漏れ等がないこと。また、試験後に、「満水性能試験」に基づく試験を行い、配管接合部等から漏れがないこと。

<試験：BLFT SD-14「砂袋衝撃試験（水平）」>

<試験：BLFT SD-06「満水性能試験」>

c) 耐食性

洗濯機用排水が流れる箇所は、洗剤・薬品等に対する以下の耐食性を有していること。

1) 耐酸性

洗濯機用サイホン排出管において洗濯機用排水が流れる箇所は、「耐酸性試験」に基づく試験を行い、ふくれ及び著しい変色のないこと。また、試験後 JIS K 7202-2:2001「プラスチック硬さの求め方—第二部：ロックウェル硬さ」によるロックウェル硬度が、試験前と比較し

て差異のないこと。

<試験：BLFT SD-17「耐酸性試験」>

2) 耐アルカリ性

洗濯機用サイホン排出管において洗濯機用排水が流れる箇所は、「耐アルカリ性試験」に基づく試験を行い、ふくれ及び著しい変色のないこと。また、試験後 JIS K 7202-2:2001「プラスチック—硬さの求め方—第二部：ロックウェル硬さ」によるロックウェル硬度が、試験前と比較して差異のないこと。

<試験：BLFT SD-18「耐アルカリ性試験」>

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 洗濯機用サイホン排出管のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

以下に例示するような材料の調達時等における環境配慮の取り組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 再生資源又は、それを使用した材料を調達していること。
- b) 調達のガイドラインを設けること等により、材料製造時の環境負荷が小さい材料を調達していること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

以下に例示するような製造・流通時における環境配慮の取り組みの内容を明確にすること。

- a) 製造工程の効率化や製造機器を高効率型にすること等により、製造時のエネルギー消費量の削減を図っていること。また、エネルギーの再利用を図るようにしていること。
- b) 小型化、軽量化、部品設計の工夫等により、材料の使用量を削減していること。
- c) 製造時に発生する端材の削減又は再資源化に取組み、生産副産物の発生量の削減を図っていること。
- d) 工場内で廃棄される梱包材料を削減するため、以下に例示するような取組みを行っていること。
 - 1) 調達する材料等の梱包材は、再生資源として利用が可能なダンボール等を選択し、既存の資源回収システムを活用していること。
 - 2) 調達する材料等の梱包材は、「通い箱」や「通い袋」等とし、繰り返し使用していること。
- d) 表面処理等に起因する環境汚染を防止していること。
- e) 地球環境の悪化に関与する物質の発生抑制をしていること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

以下に例示するような施工時における環境配慮の取り組みの内容を明確にすること。

- a) 梱包材料の使用量を削減していること。
- b) 再生資源として利用が可能な梱包材料又は再生資源を利用した梱包材料を使用していること。
- c) 梱包材が複合材のものにあつては、再生資源として分離が容易なものを選択していること。
- d) 梱包材にダンボールを利用する等、既存の資源回収システムが活用できること。
- e) 当該住宅部品を設置するために使用するシーリング材等の施工材料は、厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における13物質を使用していない材料、又は使用量、放散量が少ない材料を選択する必要がある旨を設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供していること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

以下に例示するような使用時における環境配慮の取り組みの内容を明確にすること。

- a) 厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における13物質を使用しておらず、又はそれらの使用量、放散量が少ない材料を用いていること。

1.4.2.5 更新・取り外し時における環境配慮

以下に例示するような更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を明確にすること。

- a) 躯体等に埋め込むタイプのもの等は、他の住宅部品や躯体等へ影響を及ぼさないようにインターフェイスが適切であること。
- b) 低騒音かつ低振動での更新が行えること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

以下に例示するような処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を明確にすること。

- a) 廃棄物の発生を抑制するため、以下に例示するような取組みを行っていること。
- b) 材料ごとの分離が容易であること。
- c) 再資源化が容易な材料を使用していること。
- d) 種類ごとに材料名の表示があること。
- e) 再資源化を実施していること。
- f) 廃棄時に汚染物を発生する有害物質は使用せず、又は使用量を削減していること。

2. 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

次の a) 又は、 b)により生産管理が行われていること。

- a) ISO9001、JIS Q 9001の認定登録が維持されていること。
- b) 次のような品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。
 - 1) 工場及び作業工程
 - 以下の内容が明確にされていること。
 - ①工場の概要
 - i) 工場の名称、住所、敷地面積、建物面積、工場レイアウト等
 - ii) 工場の従業員数
 - iii) 優良住宅部品又はそれと同一品目の住宅部品の生産実績

- ②作業工程
 - i) 工程（作業）フロー
- 2) 品質管理

以下の方法により品質管理が行われていること。

 - ①工程の管理
 - i) 商品又は加工の品質及び検査が工程ごとに適切に行われていること。また、作業記録、検査記録などを用いることによりこれらの工程が適切に管理されていること。
 - ii) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置及び再発防止対策が適切に行われること。
 - ②苦情処理が適切に行われると共に、苦情の原因となった事項の改善が図られること。
 - ③製造設備又は加工設備及び検査設備の点検、校正、検査、保守が適切に行われていること。
 - ④必要な場合は、社内規格を整備すること。社内規格には以下のようなものがある。
 - i) 製品又は加工品（中間製品）の検査に関する事項
 - ii) 製品又は加工品（中間製品）の検査に関する事項
 - iii) 製造設備又は加工設備及び検査設備に関する事項
 - iv) 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）に関する事項
 - v) 苦情処理に関する事項
- 3) その他品質保持に必要な項目
 - ①品質管理が計画的に実施されていること。
 - ②品質管理を適正に行うために、責任と権限が明確にされていること。
 - ③品質管理を推進するために必要な教育訓練が行われていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵(施工の瑕疵を含む。)に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として別に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

- | | |
|---------------------|----|
| 1) ホース接続ユニット | 3年 |
| 2) 1)以外の部分又は機能に係る瑕疵 | 2年 |

<免責事項>

1. 住宅用途以外で使用した場合の不具合
2. 住宅用の洗濯機以外の排水に使用した場合の不具合
3. ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
4. メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
5. メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合
6. 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化又は使用に伴う摩擦等により生じる外観上の現象

7. 海外付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
8. ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
9. 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異又は戦争・暴動等破壊行為による不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造、輸送及び施工についての責任が明確にされた体制が整備・運用され、かつ、入手が困難でない流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品として、次の基準を満たすこと。

- a) 定期的なメンテナンス（事業者による維持管理をいう。以下同じ。）が必要な場合、専門の技術者等により、確実にメンテナンスが実施できること。
- b) 将来の製品や取替えパーツの交換に配慮されており、その考え方が示された図書が整備されていること。
- c) 洗濯機用サイホン排出管の末端部から清掃ができるよう配慮されていること。

2.2.3.2 補修及び取替への配慮

- a) 構成部品について、取替えパーツ（消耗品である場合はその旨）について明確にしていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提条件を明確にしていること。
 - 1) 部品の正常な使用方法、メンテナンス方法、設置環境等使用環境に係る前提条件を明確にしていること。
 - 2) 1)の条件のもと、耐久部品の設計耐用年数を設定しており、又は部品の設計耐用年数を設定していること。
- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。
- d) 部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間は10年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が、構築されているとともに次の内容を明確にしていること。

- a) メンテナンス（有償契約メンテナンス（使用者等が任意で契約し、その契約に基づき実施される維持管理をいう。）によるものを除く。）を実施する体制を有すること。
- b) メンテナンスの内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。
- c) 有償契約メンテナンスを実施する場合にあっては、その内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。
- d) 緊急時対応マニュアル、事故処理フロー等を整備し、その責任と権限を明確にし、それを明記した図書が整備されていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

メンテナンス又は有償契約メンテナンスにより行った、製品の瑕疵の補修及び保証に基づく補修に関する履歴情報（補修概要、製品型式、設置住所、補修日、補修実施者等をいう。）や、それに関連する情報を管理する仕組みを有し、その仕組みが機能していること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

- a) 少なくとも次の内容について、適切に設定されていること。
 - 1) 構成部品の外形寸法（幅×奥行×高さ）
 - 2) ホース接続ユニットとミニ防水パンの接続方法
 - 3) ミニ防水パンの床への固定方法
 - 4) 洗濯機設置台の固定方法
 - 5) 配管類の固定方法
 - 6) ホース接続ユニットと洗濯機付属の排水ホースの接続方法

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

- a) 次のような施工方法・納まり等に関する事項について適切に定められていること。
 - 1) 施工の範囲及び手順
 - ① 洗濯機設置台の位置及び配管ルートの確認
 - ② 床下配管の固定
 - ③ ホース接続ユニット部品と床下配管との接続
 - ④ ミニ防水パンの設置
 - ⑤ ホース接続ユニットとミニ防水パンの固定
 - ⑥ 露出配管の固定
 - ⑦ 配管カバーの固定（設置する場合）
 - ⑧ 洗濯機設置台の固定
 - ⑨ その他構成部品の取付
 - ⑩ 施工後の通水及び漏水の確認
 - 2) 施工上の留意事項等
 - ① 標準納まり図
 - ② 仕様（適用範囲）
 - i) 配管材料

- ii) 配管口径
- iii) 床下配管の最大延長及び曲がり数
- iv) 山越管の継手の組み合わせ
- v) 立下りの最低長さ
- vi) 洗濯機用サイホン排出管末端部と浴室床面から最低離隔距離
- ③ 洗濯機設置台の適切な高さの確保
- ④ 凍結の恐れのある場合の取り扱い
- 3) 関連工事の留意事項
 - ① 床の開口方法（既存の床を開口する場合）
 - ② 浴室壁の開口方法と防水層の確保（新たに開口を設ける場合）
- b) 当該施工方法・納まりが、他の方法に許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて明確になっていること。
- c) 標準的な施工方法・納まりである場合は、標準的な施工方法・納まり等以外の方法について、必要な禁止事項及び注意事項が明確になっていること。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

次の機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。

- a) 寸法
- b) ホース接続口の仕様（洗濯機ホースとの接続方法）
- c) 設置条件

3.2 使用に関する情報提供

- a) 次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。
 - 1) 誤使用防止のための指示・警告
 - 2) 事故防止のための指示・警告
 - 3) 使用者が維持管理すべき内容
 - 4) 日常の点検方法（清掃時の注意事項を含む。）
 - 5) 故障・異常の確認方法及びその対処方法
 - 6) 製品に関する問い合わせ先
 - 7) 消費者相談窓口
 - 8) 洗濯機の機種により、延長排水ホースより排水時間が長くなる場合がある旨
 - 9) 排水が円滑に行われない場合には、ただちに問い合わせをする旨
- b) 無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等が所有者に提供されること。
- c) 上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。
- d) 使用上の注意ラベルを貼る場合は、その内容、表現方法が適切ではがれにくいこと。

3.3 維持管理に関する情報提供

次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつカタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

- a) 製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法
- b) 取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間
- c) 有償契約メンテナンスの有無及び内容
- d) 消費者相談窓口

3.4 施工に関する情報提供

次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書等により、施工者に提供されること。

- a) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報
- b) 次の品質保証に関する事項
 - 1) 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間
 - 2) 保険の付保に関する事項
 - ① 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることが明記されていること。
 - ② 施工説明書等で示された施工方法を逸脱しない方法で施工を行なったものは、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び施工の瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求をできることが明記されていること。

Ⅲ. 附則

1. この認定基準（洗濯機用サイホン排出管 BLFS SD : 2023）は、2023年4月21日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（洗濯機用サイホン排出管 B L F S : 2 0 2 0）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に、既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第14条第1項の認定を受けており（3.により施工の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第30条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

自由提案型優良住宅部品認定基準

(洗濯機用サイホン排出管)

解 説

この解説は、「自由提案型優良住宅部品認定基準（洗濯機用サイホン排出管）」の制定・改正内容等を補足的に説明するものである。

I 今回の改正内容

1 情報提供に関する表現の修正（全品目共通） II 要求事項の根拠

洗濯機用サイホン排出管の特性、使用状況等を勘案して、要求される性能を定めた。なお、一部の要求性能においては、関連する基準として、「洗濯機用防水パン」、「浴室ユニット」等の要求性能及び試験方法を参考とした。

1. 適用範囲

サイホン作用を利用した排水は様々な場面での活用が考えられるが、今回の洗濯機用サイホン排出管については、上記の開発経緯から、既存の住宅に設置する場合に限定することとした。

3. 部品の構成

5. 施工の範囲

洗濯機用サイホン排出管は、洗濯機の排水ホースを接続するホース接続ユニット、床下配管、浴室貫通部の山越管、洗濯機の高さを確保する洗濯機設置台等が一体となって性能を発揮することから、これら全体を構成部品及び施工の範囲とした。

1.1機能の確保

a)排水性能

排水性能は、代替となる延長排水ホース方式と比較して一回の排水時間が一定の排水時間内に収まっているとともに、繰り返しの排水や少量時の排水性能も有するものとした。一回の排水時間については、全体の洗濯工程に影響がないと思われる範囲として、一般的な施工条件での比較で1.6倍、最長の施工条件でも2倍以内とした。

1.2安全性の確保

1.2.1機械的な抵抗力及び安全性の確保

a)満水性能

洗濯機用サイホン排出管は、従来の方式と比較して、原則として常時配管内が満水状態となっていることから、通常の洗濯機の水面高さに安全率を見込み1.5mの水頭圧を3時間保持することを確認するものとした。

c)ホース接続ユニット

ホース接続ユニットは、洗濯機用サイホン排出管専用開発された構成部品であることから、特に部品単独での性能も求めることとした。

1.2.2使用時の安全性及び保安性の確保

c)洗濯機設置台

洗濯機用サイホン排出管は、原則として満水状態となっていることから、洗濯機の排水弁エラーを防止するために洗濯機設置台の適切な高さの確保等を求めることとした。

1.2.3健康上の安全性の確保

a)洗濯機用サイホン排出管のつまり時の注意喚起

洗濯機用サイホン排出管に使用するミニ防水パン等自体には排水機能がないことから、万が一つまり等で洗濯槽に水が入った状態で、ホース接続部をはずした場合には水が溢れて階下への漏水等が起こる可能性があることから、注意喚起を求めることとした。

1.3耐久性の確保

洗濯機用サイホン排出管は、原則として満水状態となっているため、露出している洗濯機の排水ホースとホース接続ユニットとの接続部や配管露出部には、繰り返しの使用に耐えうる強度を有しているものとした。ホース接続部における引っ張り強度は100N、水平の衝撃は47N、垂直は洗剤等の落下等を想定して14.7Nとした。配管露出部は、浴室ユニットの試験を参考に、水平方向147Nとした。

Ⅲ その他

1. 基準改正の履歴

【2020年4月1日】

1. 認定基準と評価基準の統合による改正（全品目共通）

認定基準と評価基準を統合し認定基準に一本化した。第1章は総則、第2章は性能基準と章立てし、性能基準は改正前（統合前）の評価基準をベースとし、改正前（統合前）の認定基準も包含できるようにした。

【2018年7月13日】

優良住宅部品性能試験方法書にて使用している図版の更新

【2015年3月20日】

基準の制定

建設時に洗濯機用置き場及び排水設備がなかった集合住宅においては、後付けの洗濯機用防水パンの設置や排水縦管への排水管接続工事などを行って、洗濯機の直接排水化を図る改修方法がある。

一方、現在においても、条件的に直接排水化が難しい住宅があり、その場合には、洗濯機の排水ホースを延長し浴室内へ開放するなどの対応がなされている。しかしながら、こうした対応ではホースが通路を横断する場合もあり、設置準備の手間の他、室内移動時の歩行障害等の課題が発生する可能性がある。

本基準は、従来の排水ホースを延長する方式に替わる、小口径の床下配管と浴室貫通部の山越管等から構成され、サイホン作用を利用して、浴室内に洗濯機の排水を開放する方式のサイホン排出管一式について、自由提案型として基準を制定したものである。